

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 690-8508

(ふりがな) しまねけん まつえし とのまち

住所 島根県 松江市 殿町 383番地

(ふりがな) かぶしきがいしゃ えふえむさんいん

氏名 株式会社エフエム山陰

(ふりがな) うえだ よういち

代表取締役社長 上田 陽一

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
7頁	14-16頁	⑤ 新たな放送の制度は、できる限り事業者の創意工夫を生かせるものとすることによって、中長期的に国民の多様なニーズを満たし、かつ、ビジネスとして維持できることに留意した。	「出来る限り事業者の創意工夫を生かせ」「かつ、ビジネスとして維持できる」ことに賛同する。従来の放送制度とは違う、規制緩和により事業者の自主性を重んじ、事業の発展・継続性に留意した制度を望む。事業性を阻害する規制により、事業者の撤退が起こるようでは、結果的に公共の福祉の拡大につながらない。
16頁	表内	「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」の「制度化の理念」欄	「地域振興」、「地域情報の確保」、「既存ラジオのノウハウの活用」に関して、現行のFM放送の実績やノウハウを活用すべきと考える。今回の報告書では、アナログ音声放送は継続という方針の中で、新たなメディアとして「マルチメディア放送」を規定している。マルチメディア放送において、映像だけでなく多彩なサービスを創造するため、FM放送事業者がFM多重放送やFMケータイなどで取り組んできた、データ放送や放送通信融合のサービスによるノウハウの活用（ひきつぎ）が可能な制度整備が望まれる。